

報告第2号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

平成28年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(平成28年1月1日現在)

| 常勤職員の区分 | 人数 |
|------------------------------|-----|
| 1 常時勤務に服することを要する職員 | 51人 |
| 2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの | 0人 |